

サービス利用料金表【 1 割負担の方 】

適用期間：令和8年4月1日～

多床室		(月額)				
区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単 位 数	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)／日 …… ①	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
	看護体制加算(Ⅰ)□／日 …… ②	4 単位				
	看護体制加算(Ⅱ)□／日 …… ③	8 単位				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□／日 …… ④	13 単位				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)／日 …… ⑤	36 単位				
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)／月 …… ⑥	40 単位				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)／月 …… ⑦	10 単位				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)／月 …… ⑧	90 単位				
	小計／月 …… ⑨=(①～⑤)×30+⑥+⑦+⑧	19,640 単位	21,740 単位	23,930 単位	26,030 単位	28,100 単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)／月 …… ⑩=⑨×0.14	2,750 単位	3,044 単位	3,350 単位	3,644 単位	3,934 単位
合計／月 …… A=⑨+⑩	22,390 単位	24,784 単位	27,280 単位	29,674 単位	32,034 単位	
介護サービス費用／月 …… B=A×10.27	229,945 円	254,531 円	280,165 円	304,751 円	328,989 円	
うち介護保険から給付される額 …… C=B×0.9	206,950 円	229,077 円	252,148 円	274,275 円	296,090 円	
自己負担額 …… D=B-C	22,995 円	25,454 円	28,017 円	30,476 円	32,899 円	
居住費／月 …… E	27,450 円 (915 円/日)					
食 費／月 …… F	49,500 円 (1,650 円/日)					
基本利用料／月 …… D+E+F	99,945 円	102,404 円	104,967 円	107,426 円	109,849 円	

ユニット型個室		(月額)				
区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単 位 数	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)／日 …… ①	670 単位	740 単位	815 単位	886 単位	955 単位
	看護体制加算(Ⅰ)□／日 …… ②	4 単位				
	看護体制加算(Ⅱ)□／日 …… ③	8 単位				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□／日 …… ④	18 単位				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)／日 …… ⑤	46 単位				
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)／月 …… ⑥	40 単位				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)／月 …… ⑦	10 単位				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)／月 …… ⑧	90 単位				
	小計／月 …… ⑨=(①～⑤)×30+⑥+⑦+⑧	22,520 単位	24,620 単位	26,870 単位	29,000 単位	31,070 単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)／月 …… ⑩=⑨×0.14	3,153 単位	3,447 単位	3,762 単位	4,060 単位	4,350 単位
合計／月 …… A=⑨+⑩	25,673 単位	28,067 単位	30,632 単位	33,060 単位	35,420 単位	
介護サービス費用／月 …… B=A×10.27	263,661 円	288,248 円	314,590 円	339,526 円	363,763 円	
うち介護保険から給付される額 …… C=B×0.9	237,294 円	259,423 円	283,131 円	305,573 円	327,386 円	
自己負担額 …… D=B-C	26,367 円	28,825 円	31,459 円	33,953 円	36,377 円	
居住費／月 …… E	61,980 円 (2,066 円/日)					
食 費／月 …… F	49,500 円 (1,650 円/日)					
基本利用料／月 …… D+E+F	137,847 円	140,305 円	142,939 円	145,433 円	147,857 円	

注 1) 月額とは、30日分の金額です。

注 2) 該当するご利用者には、次の単位数が小計に加算されます。

初期加算：30単位/日、外泊時費用：246単位/日、療養食加算：6単位/回（1日3回限度）

看取り介護加算：死亡日45日前～31日前：72単位/日、死亡日30日前～4日前：144単位/日、死亡日前々日：680単位/日、死亡日前日：680単位/日、死亡日：1,280単位/日

注 3) 日常生活継続支援加算は、算定月の前6ヶ月又は12ヶ月における新規入所者のうち、要介護 4、5の方が7割以上の場合に算定します。

なお、7割未満となった場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 22単位/日を算定します。

注 4) 小数点以下の端数処理について、単位数の算定の際は「四捨五入」、算定された単位数から金額に換算する際は「切り捨て」を行います。